



平成 23 年 8 月 8 日
沖縄電力株式会社

特定避難勧奨地点から避難されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、特定避難勧奨地点の設定がなされた地点から、設定がなされた日以降に避難され、当社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結または廃止、変更されるお客さまからお申し出があったときには、下記の特別措置を講ずることとし、平成 23 年 8 月 8 日に経済産業大臣へ申請を行い、同日認可されました。

記

〔特別措置の概要〕

1. 早収期間経過後の早収料金の適用※¹および支払期限※²の延長

避難されたお客さまの避難された日の属する調定月（以下、「避難月」という。）の当月分、避難月の翌月分および避難月の翌々月分の電気料金は、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、避難されたお客さまの電気料金の支払期限を、避難月の当月分は 3 ヶ月間、避難月の翌月分は 2 ヶ月間、避難月の翌々月分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※1 早収期間とは、検針日の翌日から 20 日以内の期間をいい、この期間を過ぎてのお支払いは翌月分に 3% の遅収料金が加算されます。

※2 支払期限とは、検針日の翌日から 50 日目をいいます。

2. 特定避難勧奨地点から避難されたお客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年未満で需給契約を廃止または契約電力を減少される場合は、料金および工事費の精算※³を免除いたします。

※3 通常 1 年未満の契約に適用される割高な「臨時電力（電灯）」は適用しません。

以上

〈避難されたお客さまからのお問い合わせ先〉

沖縄電力コールセンター 0570-036-200

【本件に関する問い合わせ先】沖縄電力株式会社 広報室 TEL:098-877-1153（直通）